



## TOPICS

**RECELL（自家皮膚細胞移植用キット）**の診療報酬（技術料）が「**K013-3自家皮膚非培養細胞移植術**」として新設されました。

区分	手技名
<b>K013-3</b>	<b>自家皮膚非培養細胞移植術</b>
<b>技術料（診療報酬）</b>	
<b>1) 25cm<sup>2</sup>未満</b>	<b>3,520点</b>
<b>2) 25cm<sup>2</sup>以上100cm<sup>2</sup>未満</b>	<b>6,270点</b>
<b>3) 100cm<sup>2</sup>以上200cm<sup>2</sup>未満</b>	<b>9,000点</b>
<b>4) 200cm<sup>2</sup>以上</b>	<b>25,820点</b>

### 算定要件(抜粋)

採取した健常皮膚から非培養細胞懸濁液を作製し、急性熱傷及び採皮部を対象として創傷部の治癒促進を行うことを目的とする**自家皮膚細胞移植用キット\***を用いて、細胞懸濁液を熱傷患部に移植した場合に算定する。

デルマトームを使用した場合の費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。

広範囲の皮膚欠損に対して、自家皮膚非培養細胞移植術を頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部の部位のうち同一部位以外の2以上の部位について行った場合は、それぞれの部位について所定点数を算定する。

**\* 自家皮膚細胞移植用キット**とは、薬事承認上、類別が「**機械器具(58)整形用機械器具**」一般的名称が「**自家皮膚細胞移植用キット**」を指します。